

公益通報者保護法の一部を改正する法律案 用例集

(二月十四日提出分)

附則第二条関係

附則第五条関係

4

2

附則第二条関係

●「新法第〇条第〇項に規定するうについて適用し、この法律による改正前の〇〇法第〇条第〇項に規定するうについては、なお従前の例による。」の例

○割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十九号）

附 則

（包括信用購入あつせんに係る書面の交付等に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の割賦販売法（以下「新法」という。）第三十条の一の三第四項及び第五項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結した契約で、新法第二条第三項に規定する包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法により商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供するものについて適用し、施行日前に締結した契約で、この法律による改正前の割賦販売法（以下「旧法」という。）第二条第三項に規定する包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法により商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供するものについては、なお従前の例による。

●「この法律の施行前にされたこの法律による改正前の」の例

○家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和二年法律第二号）

附 則

（豚コレラ及びアフリカ豚コレラの名称の変更に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行前にされたこの法律による改正前の家畜伝染病予防法第二条第一項の表二十の項に規定する豚コレラ又は同表二十一の項に規定するアフリカ豚コレラに係る処分、手続その他の行為は、それぞれこの法律による改正後の家畜伝染病予防法（次条において「新法」という。）第二条第一項の表二十の項に規定する豚熱又は同表二十一の項に規定するアフリカ豚熱に係る処分、手続その他の行為としてされたものとみなす。

●構文及び施行期日の参考とした用例

○関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十三号）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中関税法第十七条の改正規定、同条の次に一条を

加える改正規定、同法第十八条第三項の改正規定、同法第

十八条の二の改正規定、同法第二十条第三項の改正規定、

同法第二十条の二の改正規定、同法第二十五条の改正規定、

同法第二十六条の改正規定、同法第七十六条の改正規定、

同法第一百四条から第百十五条の二までの改正規定及び同

法第一百十六条の改正規定並びに附則第十条の規定 平成二

十九年六月一日

二 第二条の規定（同条中関税法第二条の四の改正規定、同

法第八条の改正規定、同法第六十九条の二十一の改正規定、

同法第七十五条の改正規定及び同法第八十八条の二の改正

規定並びに前号及び次号に掲げる改正規定を除く。）並び

に第四条中関税暫定措置法第十五条の改正規定並びに次条

第二項の規定、附則第六条中日本国とアメリカ合衆国との

間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区

域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の

実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七

年法律第百十二号。以下この号及び第四号において「地位

協定臨特法」という。）第十二条第三項の改正規定及び地

位協定臨特法第十四条の改正規定並びに附則第八条の規定

平成三十年四月一日

三 第二条中関税法第七条の五第一号イの改正規定及び次条

第一項の規定 所得税法等の一部を改正する等の法律（平

成二十九年法律第四号）附則第一条第五号に定める日

を超えない範囲内において政令で定める日

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第四条の規定による改正後の関税暫定措置法第八条第

一項の規定は、この法律の施行後に輸出される貨物を原料又

は材料とした製品に係る関税の軽減について適用し、この法

律の施行前に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係

る関税の軽減については、なお従前の例による。

●構文の参考とした例

○公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範
囲内において政令で定める日から施行し、この法律の施行後
にされた公益通報について適用する。

附則第五条関係

●構文の参考とした例

附 則 (検討)

○子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第七号）

附 則

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

第十八条 (略)

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況を勘案し、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (検討等)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）

附 則

○生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）

附 則

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法

律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

ものとする。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成十六

○公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）

2 6 (略)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

●「公益通報をしたことを理由とする（公益通報者）に対する不利益な取扱い」の例

○公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）

（一般職の国家公務員等に対する取扱い）

第七条 第三条各号に定める公益通報をしたことを理由とする一般職の国家公務員、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び一般職の地方公務員（以下この条において「一般職の国家公務員等」という。）に対する免職その他不利益な取扱いの禁止については、第三条から第五条までの規定にかかるらず、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号。裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、国会職員法、自衛隊法及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる。この場合において、一般職の国家公務員等の任命権者その他の第二条第一項第一号に掲げる事業者は、第三条各号に定める公益通報をしたこと的理由として一般職の国家公務員等に対して免職その他不利益な取扱いがされることのないよう、これらの法律の規定を適用しなければならない。

● 「取扱いの是正」の例

○家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）

（申告）

第三十二条（略）

2（略）

3 委託者が家内労働者に対して前項の規定に違反する取扱いをした場合には、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託者に対し、その取扱いの是正を命ずることができる。

● 「是正に関する措置」の例

○消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）

目次

第一章（略）

第二章 特定事業者による消費税の転嫁の拒否等の行為の是正に関する特別措置（第三条—第七条）

第三章 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置（第八条・第九条）

第四章（第七章）（略）

附則

●「・・・の規定について検討を加え、」の例

○大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）

附 則

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後四年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。